

各支給認定保護者の皆様

社会福祉法人中筋保育園  
中筋幼児園

## 2020年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

2020年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない こととなっているため、このたび2020年度の実績を御報告するものです。

（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

令和2年度公定価格の額について

貴施設（事業）における令和2年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各教育・保育給付認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

（※）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないことになっております。

（単位：円）

認定区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育（1号）認定	3歳児	86,015	86,785	85,315	84,665	84,075	84,665	84,665	85,315	85,315	85,315	85,135	87,235	
	4歳児以上	77,895	78,665	77,195	76,545	75,955	76,545	76,545	77,195	77,195	77,195	77,055	79,155	
	標準時間	189,450	189,470	189,490	189,450	185,720	189,430	189,380	189,340	189,340	189,350	189,340	186,900	186,920
	短時間	185,390	185,410	185,430	185,390	181,740	185,370	185,320	185,280	185,280	185,290	185,280	182,880	182,980
保育（2号、3号）認定	標準時間	110,490	110,510	110,530	110,490	108,340	110,470	110,420	110,380	110,390	110,380	109,070	110,640	
	短時間	106,430	106,450	106,470	106,430	104,360	106,410	106,360	106,320	106,330	106,320	105,050	106,710	
	標準時間	54,470	54,490	54,510	54,470	53,580	54,450	54,400	54,360	54,370	54,360	53,860	56,680	
	短時間	50,410	50,430	50,450	50,410	49,600	50,390	50,340	50,300	50,310	50,300	49,650	52,560	
4、5歳児	標準時間	46,690	46,710	46,730	46,690	45,960	46,670	46,620	46,580	46,590	46,580	46,180	49,160	
	短時間	42,630	42,650	42,670	42,630	41,980	42,610	42,560	42,520	42,530	42,520	41,970	45,030	

\*上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。